

医薬品情報 認定 薬剤師規程

【医薬品情報認定薬剤師の目的】

医薬品情報認定薬剤師は、医薬品情報に関する高度な知識・技能、倫理観をもち、適切な医薬品情報に基づき、個別患者や個別事例に対して適正な医薬品の使用、医療の質の向上に貢献することを目的とする。

【医薬品情報認定薬剤師の定義】

以下の資質を有する薬剤師を医薬品情報認定薬剤師とする。

1. 医薬品情報源の特性を理解し、その検索・調査ができる。
2. 適切な医薬品情報を根拠に基づいて評価し、目的にあわせて加工・提供ができる。
3. 医薬品情報を活用するために必要なコミュニケーション、プレゼンテーション能力を有する。
4. 医薬品情報に関連する医療制度、関連法規、専門用語について理解している。
5. 医療倫理及び情報倫理（知的財産権の遵守など）を有している。

日本語呼称 : 医薬品情報認定薬剤師

英語呼称 : Drug Information Pharmacist

【医薬品情報認定薬剤師の認定要件】

第1条. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。

第2条. 医薬品情報に関わる業務経験が通算3年以上であること（所属長の証明が必要）。

第3条. 申請時において、日本医薬品情報学会の会員であり、本学会が指定するセミナーに参加し、60単位以上（必修20単位以上を含む）を取得していること。

第4条. 全国レベルの学会・公的会議あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、医薬品情報領域に関する学会発表が2回以上（少なくとも1回は発表者）あること。

第5条. 各職域における医薬品情報に関わる業務実績を証明できること。

第6条. 施設長、所属長等の推薦があること。

第7条. 上記、第1条～6条までの条件を満たした後、本学会が実施する医薬品情報認定薬剤師認定試験に合格すること。

附則

- 1) 2021年12月3日 施行
- 2) 2022年3月4日 一部改訂

【医薬品情報認定薬剤師の更新要件】

第1条. 日本国の薬剤師免許を有していること。

第2条. 認定期間は、原則5年間とし、更新をする。認定期間中において継続して日本医薬品情報学会の会員であること。

第3条. 認定期間中に、本学会が指定する研修セミナー等に参加し、50単位以上(必修20単位を含む)を取得していること。

第4条. 認定期間中に、全国レベルの学会・公的会議あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、医薬品情報領域に関する学会発表等が1回以上で発表者（共同発表者は不可）であること。

第5条. 認定期間中において、各職域において医薬品情報に関わる業務実績があり、適正な医薬品の使用、医療の質の向上に貢献していること。

第6条. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留する場合は、所定の理由書を提出する。なお、保留する場合は、第2条から第5条における認定期間を認定期間に加え保留期間を足した期間と読み替える。ただし、保留期間中は医薬品情報認定薬剤師を呼称することはできない。

附則

- 1) 2021年12月3日 施行
- 2) 2022年3月4日 一部改訂